

関東地方整備局管内 工事事故事例 【平成29年度9月期】



関東地方整備局
企画部 技術調査課

■工事事故発生状況

平成29年9月期(9/1～30)までに、関東地方整備局発注工事において**4件**の工事事故が発生。

	9月発生件数	累計件数
平成29年度	4 件	29 件
平成28年度	5 件	25 件

本資料においては、発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

平成29年9月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 バックホウがコンクリート塊に乗り上げた際に、滑動し転倒

工事種別	維持修繕工事	事故発生日	平成29年9月18日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	------------	------	----

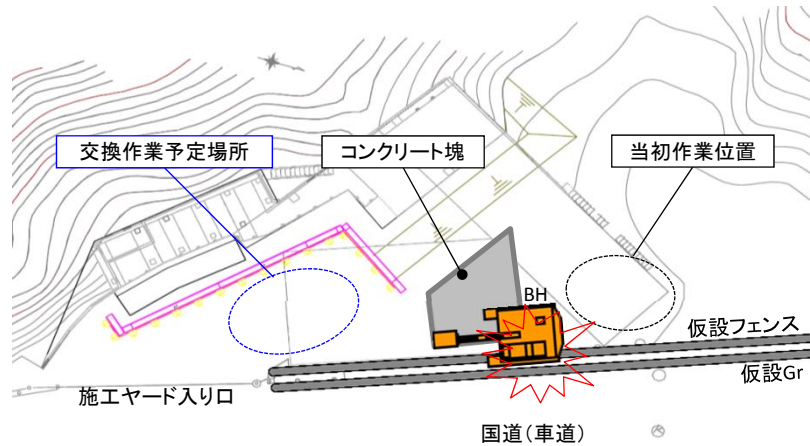
■事故概要

その他 - その他の事故

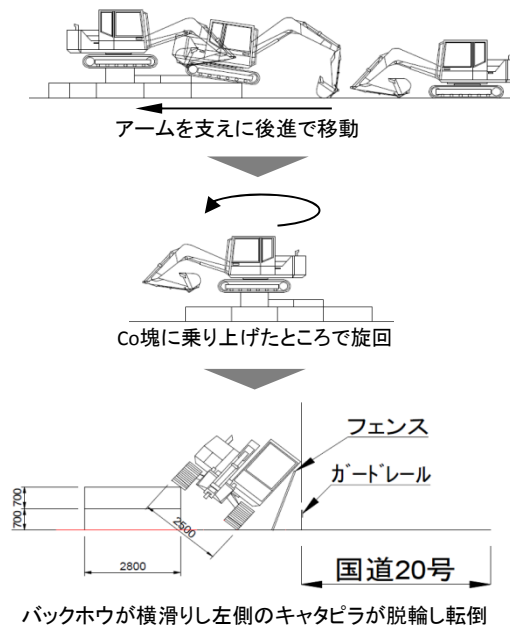
- ・撤去したコンクリート塊を小割りするため、バックホウのアタッチメントを破碎機に交換する必要が生じた。
- ・交換作業を行うスペースにバックホウを移動させる際に、仮置きされていたコンクリート塊が支障となったため、コンクリート塊を除去(移動)し、経路を確保したうえでバックホウを移動させることとした。
- ・しかし、バックホウオペレーターはある程度コンクリート塊を除去した段階で乗り越えられると判断し、コンクリート塊の上に乗せ機体を旋回させたところ、バックホウが横滑りし転倒した。

■事故発生状況

事故発生時の平面配置



事故発生状況



平成29年9月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 バックホウがコンクリート塊に乗り上げた際に、滑動し転倒

発生要因

○作業手順書及び安全指示が不明確であった

バックホウ移動時の重機足場や障害物に関して作業手順書には明示しておらず、移動時は足場を水平状態とすることや、移動経路上のC○塊を除去する事などの安全留意事項についても明確に指示していなかった。

○誘導員の配置不足、作業状況の確認不足

重機移動時には誘導員を配置せず、オペレーターが一人で作業を行っており、元請職員は別な場所にいたため作業状況を確認していなかった。

○オペレーターの近道行動

オペレーターはC○塊をある程度除去すればバックホウは乗り越えて移動しても大丈夫だろうと独断し、実施した。

◆本来ならば・・・

- ・安全留意事項も含めて明確に指示し、作業状況を確認すべきであった。
- ・路肩の崩壊や転倒・転落の危険がある場所での作業を禁止すべきであり、やむを得ず転倒・転落の危険がある場所で作業する際には誘導員を配置し、誘導を行うべきであった。

↳ 関係法令等：労働安全衛生規則 第157条 転落等の防止

再発防止策

○作業手順書の強化

作業手順書を見直し、より詳細な手順書に変更。また、作業着手前に作業手順書を用いてミーティングを行い、安全指導を徹底する。

○現場安全管理体制の強化

安全指示事項が実施されているか元請職員が作業員立会のもと確認を行い、徹底させる。また、重機移動時は常時誘導員を配置する。

平成29年9月期 工事事故発生事例

【事故事例②】 官用車を駐車するため後進したところ第三者車両に接触し、損傷

工事種別	役務	事故発生日	平成29年9月21日	気象条件	晴れ
------	----	-------	------------	------	----

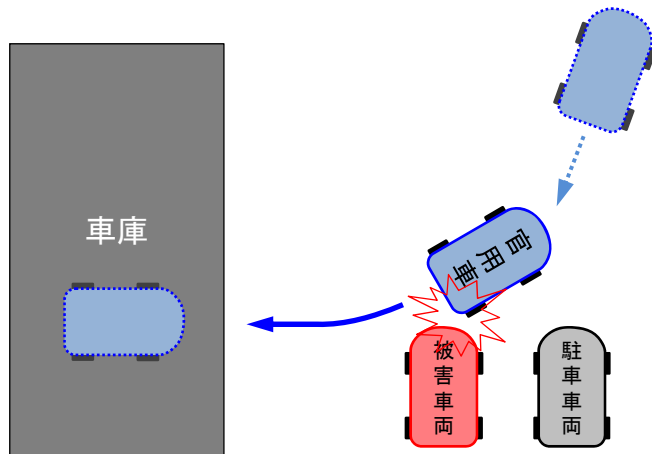
■事故概要

公衆損害 - 第三者車両等に対する損害

- ・官用車の運行終了後、車庫へ駐車するため後進した際に、敷地内に駐車していた第三者車両に接触。
- ・第三者車両のフロントバンパー及び官用車リアバンパーを損傷させた。

■事故発生状況

事故発生時の平面配置



車両損傷状況

官用車



リアバンパー右側を損傷

第三者車両



フロントバンパー及び、
ナンバープレートを損傷

平成29年9月期 工事事故発生事例

【事故事例②】 官用車を駐車するため後進したところ第三者車両に接触し、損傷

発生要因

○注意力の散漫

職員を降車させ運行が終了した安堵感から注意力が散漫となり、後方の確認が疎かになってしまった。

○慣れによる不注意

普段使用している車庫への駐車であったことから、目測のみで後退し、周辺駐車車両との十分な離隔を確保していなかった。

◆本来ならば・・・

- ・付近に駐車車両がある場合は特にミラーや目視により十分に周辺状況を確認し、安全な離隔を保った状態で後進すべきであった。

再発防止策

○周辺状況の確認徹底

後進する際には一呼吸おいて周囲の状況をよく確認してから後進する。また、目視・ミラーによる確認に加え、降車して後方確認を行う。

平成29年9月期 工事事務発生事例

【事故事例③】 公園入口部での作業中に単管パイプを落下させ、来園者が負傷

工事種別	役務	事故発生日	平成29年9月25日	気象条件	晴れ
------	----	-------	------------	------	----

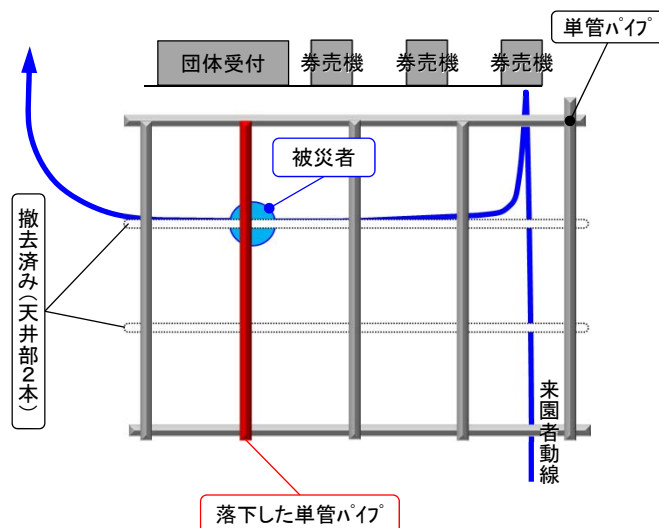
■事故概要

公衆損害 - 第三者の負傷

- ・当日は公園入口の券売機前に設置していた日よけの撤去作業を行っていた。
- ・当初は閉園時間中に作業を行う計画であったが、作業当日になり施工業者(再委託業者)の手配が出来ないことが発覚。しかし、日よけ撤去後に実施する作業が控えていたため、撤去作業を終わらせなければならないと考え、開園時間中にも関わらず元請職員が作業を行った。
- ・作業場所は券売機前であったため、来園者の通行を妨げられないと判断し、往来のある状態で作業を実施した。
- ・天井部の単管パイプを取り外していた際に作業員が単管パイプを落下させ、直下を歩いていた来園者の肩に接触した。

■事故発生状況

事故発生時の平面配置



事故発生状況

設置状況(事故直後)



- ・日よけの撤去作業を行っていたが来園者の通行は規制していなかった。

作業状況(再現)



- ・元請職員は2名体制で、それぞれが脚立上で単管パイプの取り外しを実施。※誘導員は設置していなかった

接触状況(再現)



- ・手をすべらせ単管パイプが落下し、直下を通行していた来園者の左肩に直撃

平成29年9月期 工事事故発生事例

【事故事例③】 公園入口部での作業中に単管パイプを落下させ、来園者が負傷

発生要因

○第三者に対する安全措置不足

立ち入り禁止措置や監視員・誘導員の配置、落下物の防護措置など、第三者に対する安全措置が全く実施されていなかった。

○作業計画の不備

作業場所が券売機前という来園者の通行が避けられない箇所において、開園時間中に作業を実施しており、また、作業に不慣れな元請職員が作業手順を作成せずに自らが作業を行った。

○安全意識の欠如

立ち入り禁止措置や監視員の配置を行わずとも、作業しながら来園者の往来は目視できるだろうと安易に判断しており、第三者に対する安全意識が欠如していた。

◆本来ならば・・・

- ・閉園時間中に作業を実施すべきであった。やむを得ず開園時間中に作業を行う場合は、作業場所を明確に区分し、第三者が立ち入らないようにすべきであった。
- ・作業に変更が生じた場合は適切に作業手順を作成し安全留意事項を適切に計画・実施すべきであった。

↳ 関係法令等：建設工事公衆災害防止対策要綱 第2章 第10 作業場の区分

再発防止策

○第三者に対する安全管理の徹底

来園者が頻繁に利用する場所での作業は閉園時間中に実施し、やむを得ず開園中に作業を行う場合は立ち入り禁止措置や監視員の配置を徹底する。また、再委託業者が作業する場合には元請職員が実施状況を確認する。

○安全意識の啓発・作業に係る意思決定の明確化

安全ミーティング等を通じて関係者の安全意識の再啓発を行うとともに、作業実施者の決定や元請作業時の作業内容・手順書の確認を行う責任者を明確にし、個々の職員が勝手に判断しないよう徹底する。